

# 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成28年 1月20日付け27生畜第1574号

最終改正 平成30年 2月 1日付け29生畜第1017号

## 第1 趣旨

我が国の畜産・酪農は、農家戸数や飼養頭数が減少している現状にあり、生産基盤の強化が喫緊の課題である。このような中で、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉の大筋合意や日EU経済連携協定（EPA）交渉の大枠合意がなされ、これを踏まえて改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）においては、「強い農林水産業の構築」として、省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図ること、国産チーズ等の競争力を高めるとともにその需要を確保し将来にわたって安定的に国産チーズ等の生産に取り組めるようにすること及び原料面で原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進することが規定され、このために、引き続き実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で、畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを推進することとされた。

これに則り、畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化し、国際競争力の強化を力強く、集中的に進めるため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、優良な乳用後継牛の確保、和牛主体の肉用子牛の生産拡大等、地域一体となって行う取組を支援する。

## 第2 定義

本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

### 1 畜産クラスター協議会

地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、畜産を営む者、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、畜産関連事業者（乳業者、食肉加工業者等）、農業者の組織する団体その他の関係者が参画し設立する協議会であって、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める要件を満たすものをいう。

### 2 畜産クラスター計画

畜産クラスター協議会が定める地域一体となって畜産の収益性の向上を図るための計画であって、都道府県知事（複数の都道府県に係る地域における計画にあつては、それぞれの都道府県知事）により生産局長が別に定める基準を全て満たすものとして認定されたもの（既に認定を受けた畜産クラスター計画を改正し、当該改正に係る都道府県知事の認定を受けたものを含む。以下「認定計画」という。）をいう。

### 3 中心的な経営体

畜産クラスター計画を実現するために、畜産クラスター協議会が定める次の全ての要件を満たす畜産を営む者又は飼料生産組織をいう。

- (1) 自らの経営における収益力向上に取り組むこと。
- (2) 率先して畜産クラスター計画に定められた取組を実践すること。
- (3) 地域へ貢献する意思を有し、当該地域や他の畜産関係者との連携を図ること。

(4) 将来にわたり、経営が安定的に継続することが見込まれること。

#### 4 基金管理団体

生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体をいう。

### 第3 事業の実施方針

本事業においては、地域の畜産関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図る畜産クラスターの仕組みを活用し、畜産クラスター計画の実現を通じて、攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）に資する取組を支援することを旨とするものとする。

また、本事業において畜産クラスター協議会の設立や運営の主体となる者は、特定の団体や事業者に限ることなく、畜産クラスター事業の主旨に沿って適切に事務を行うことができる者が事務局を担うものとする。協議会の設立、協議会内の連携、クラスター計画の策定等は、協議会の抱える課題の解決や目的達成のため、合理的な根拠に基づき行うこととし、所属する団体その他の理由により、特定の者に対して公平性を欠く取扱いをしてはならない。

さらに、畜産クラスター協議会は、畜産クラスター計画の実現に向けて、協議会内に家畜の飼養管理技術や繁殖管理技術等の技術的なサポート体制を構築するよう努めるものとする。

このため、畜産クラスター協議会に対する支援は、畜産クラスター計画の実現のために協議会が抱える課題や行動計画の内容、収益向上の効果等を踏まえた優先順位に基づいて行うものとする。

### 第4 事業の内容等

本事業は、次に掲げるものにより構成されるものとし、それぞれの事業内容、事業実施主体及びその補助率については、別表のとおりとする。

なお、第1の趣旨に基づき国産チーズ等の競争力強化等のために実施する事業については、別途、生産局長が定めるところにより、1の事業において実施するものとする。

本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

#### 1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

- (1) 施設整備事業
- (2) 機械導入事業
- (3) 調査・実証・推進事業
  - ア 実証支援事業
  - イ 全国推進事業

#### 2 畜産・酪農生産力強化対策事業

- (1) 酪農経営改善対策事業
- (2) 繁殖性等向上対策事業
- (3) 養豚競争力強化対策事業
- (4) 家畜生産性向上対策事業

#### 3 畜産経営体質強化資金対策事業

## 第5 事業の実施及び評価

- 1 本事業に係る細目及び具体的な手続等は、第4の1から3までに掲げる事業ごとに、生産局長が別に定めるところによる。
- 2 目標年度及び成果目標並びに事業評価  
本事業の事業実施主体は、第4の1から3までに掲げる事業ごとに生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画における目標年度及び成果目標の設定、当該成果目標の達成状況の評価等、適切な事業評価を行うものとする。
- 3 事業費の低減  
本事業の実施に当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。
- 4 費用対効果分析  
第4の1の(1)に掲げる事業に係る事業実施主体は、事業実施計画の作成に当たり、生産局長が別に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分に検討するものとする。

## 第6 業務方法書

基金管理団体は、事業実施主体等に対して、本事業に係る補助金等の交付等を行うときは、生産局長が別に定めるところにより業務方法書を作成し、生産局長の承認を受けなければならない。

## 第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況等について、生産局長が別に定めるところにより、基金管理団体（事業実施主体が基金管理団体である場合及び第11の規定による補助に係る事業にあっては国）に報告するものとする。

## 第8 事業評価の報告

事業実施主体は、第4の1から3までに掲げるそれぞれの事業ごとに、生産局長が別に定めるところにより本事業の事業評価を取りまとめ、報告するものとする。

## 第9 推進指導體制等

- 1 生産局長は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）の3及び4に基づき本事業の運営が各基準に適合するよう指導及び監督を行うとともに、これらに従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）は、第4の1の(1)、(2)及び(3)のAに掲げる事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて都道府県知事に対し必要な助言及び指導を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、第4の1の(1)、(2)及び(3)のAに掲げる事業の効果的な運営を図るため、畜産クラスター協議会、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。
- 4 生産局長及び地方農政局長等は、本事業の効率的な執行を図るため、必要に応じて

事業実施主体等に対し必要な助言及び指導を行うものとする。

#### 第10 基金管理団体を通じて行う助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、基金管理団体に対し、第4の1から3までに掲げる事業に必要な経費について補助するものとし、基金管理団体は、これを受け、畜産・酪農収益力強化総合対策基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。
- 2 基金の管理等
  - (1) 基金管理団体は、国から本事業に必要なものとして交付される補助金の全額を基金造成に充てるものとする。
  - (2) 基金管理団体は、(1)により交付され、造成された基金を、他の事業に係る資金と区分して経理するものとする。
  - (3) 基金管理団体は、次の方法により、基金を運用するものとする。
    - ア 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得等
    - イ 金融機関への預金
    - ウ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）
  - (4) 基金管理団体は、生産局長が別に定める助成対象以外の経費に基金を使用してはならない。
  - (5) 基金の管理及び本事業の実施に当たり発生する事務費については、生産局長が別に定める範囲において、基金の中から支弁することができるものとする。
  - (6) 基金の管理から生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。
  - (7) 基金管理団体は、本事業に係る補助金等の返納があった場合には、その返納額を基金に繰り入れるものとする。
- 3 基金管理団体は、毎事業年度ごとに、生産局長が別に定めるところにより、基金の管理状況及び補助金等の交付に係る事業の実績について、生産局長に報告するものとする。
- 4 基金管理団体は、本事業を完了し、又は中止した場合には、速やかに事業資金の精算を行い、生産局長が別に定めるところにより、その結果を国に報告するものとする。
- 5 国は、本事業が完了したとき又は基金管理団体がこの要綱に基づく事業を行わなくなった場合において、基金に残額がある場合には、基金管理団体に対して当該残額を返還するよう命ずるものとする。
- 6 国は、本事業が完了する前であっても、本事業に基金等に関する基準の3の(4)のアを準用し、使用見込みの低い基金保有額があるときは、これを国庫に納付させることができるものとする。

#### 第11 国が都道府県を通じて行う助成措置

国は、予算の範囲内において、第4の1の(1)の事業の実施に要する経費に充てるため、補助事業者である都道府県知事に対し、補助金を交付することができる。

#### 第12 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

##### 1 家畜共済等の積極的な活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の参加者は農業保険法（平成30年3月31日までの間にあっては農業災害補償法）（昭和22年法律第185号）

に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。

## 2 環境と調和のとれた農業生産活動

事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、原則として、事業実施状況報告書の報告期間中に1回以上、本事業の参加者から、点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

## 3 配合飼料価格安定制度への加入促進

本事業における受益者のうち、配合飼料を購入して家畜を飼養する者又は団体（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）の規定により配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づき、配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる契約数量の締結を継続するものとする。また、前年度末時点において配合飼料価格安定基金との契約を締結していない畜産経営者については、配合飼料価格安定基金との契約を締結するよう努めるものとする。

## 第13 その他

本事業の実施について必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成28年5月18日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成28年10月11日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成28年11月29日から施行する。

### 附 則

1 この改正は、平成30年2月1日から施行する。

2 この通知による改正前の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱の規定に基づき、平成28年熊本地震により被災した地域に係る特例を適用して実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

別表（第4関係）

事業内容	事業実施主体	補助率
<p>1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業</p> <p>(1) 施設整備事業 畜産クラスター協議会が実施する中心的な経営体等の施設整備等に対し、都道府県を通じて助成を行う事業</p> <p>(2) 機械導入事業 中心的な経営体が機械装置を導入する場合に、畜産クラスター協議会又はリース事業者に対し当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成する事業</p> <p>(3) 調査・実証・推進事業</p> <p>ア 実証支援事業 畜産クラスター協議会が実施する収益力の向上のための新たな取組の成果の実証等に対して助成を行う事業</p> <p>イ 全国推進事業 畜産クラスターによる取組の全国的な推進を図るため、推進会議の開催、優良事例の調査、畜産クラスターコーディネーターの養成、畜産クラスター普及推進活動等の取組を支援する事業</p>	<p>畜産クラスター協議会</p> <p>基金管理団体</p> <p>畜産クラスター協議会</p> <p>基金管理団体</p>	<p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
<p>2 畜産・酪農生産力強化対策事業</p> <p>(1) 酪農経営改善対策 酪農経営における性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保、和牛受精卵を活用した和子牛生産の拡大等の取組を支援する事業</p> <p>(2) 繁殖性等向上対策 和牛繁殖経営における情報通信技術（ICT）等の新技術を活用した繁殖性の向上等を図る取組（発情発見装置の導入等）を支援する事業</p> <p>(3) 養豚競争力強化対策 種豚生産経営等における飼料の利用性及び肉質を測定するための機器、飼養衛生管理の高度化を図るための機器並びに凍結精液の製造に必要な機器の導入等の取組を支援する事業</p>	<p>公募選定団体</p> <p>公募選定団体</p> <p>公募選定団体</p>	<p>定額 1/2以内</p> <p>定額 1/2以内</p> <p>1/2以内</p>

<p>(4) 家畜生産性向上対策  家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための家畜の生産性データ等の収集・分析、技術指導、現地講習会等の取組を支援する事業</p>	<p>基金管理団体</p>	<p>定額</p>
<p>3 畜産経営体質強化資金対策事業  意欲ある畜産経営体の既往負債の償還負担を軽減するため、長期・低利の資金に一括借換えする措置等により支援を行う事業</p>	<p>基金管理団体</p>	<p>定額</p>